

<別添資料>

1. 小規模(市町村)工事成績評定要領(案)とは

- 平成17年度から「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、工事発注機関においては入札・契約にあたり工事实績や工事成績を活用した技術審査が行われることになりました。
- 国土交通省直轄工事においては従来から工事成績評定を実施しており、直轄工事の工事成績評定要領等を公表しているところです。
しかし、市町村等で施工される工事は直轄工事に比べ比較的工事規模の小さいものが多いため、国土交通省直轄工事の成績評定要領はそのまま適用しづらいものと思われまます。
- このため、中部地方整備局では市町村等において工事成績評定作業をスムーズに導入していただくため、「小規模(市町村)工事成績評定要領(案)」の素案を平成17年度に作成したのち平成18年度から公開したもので、中部地方整備局管内のみならず多くの各市町村等工事における成績評定時の参考にして頂いているものです。

2. 今回の改訂理由は

- 国土交通省では、より適切な工事評価をおこなうことを目的として、平成21年度に直轄工事の工事成績評価要領を改訂しています。
 - 一方、中部地方整備局がとりまとめ公開していた「小規模(市町村)工事成績評定要領(案)」は市町村等での利用の利便性を高めるため、できるだけ細やかな内容としていたところですが、たとえば「合致する工事工種がない」など利用される機関ごとの固有の要望には統一的には対応できませんでした。
 - そこで、
 - ①基本的な評価の考え方は、直轄工事の成績評定要領の改訂内容との整合を図る。
 - ②「小規模(市町村)工事成績評定要領(案)」は、その使用を義務付けるものではないため、各発注機関の実状に応じて評価時の考査項目や考査内容を設定できるようにする。
- こととし、改訂作業を進めてきました。

3. 今回の改訂内容は

- 今回とりまとめた「小規模(市町村)工事成績評定要領(案)」の主な改訂内容は、つぎのようになっています。

1) 直轄工事成績評定要領改訂内容との整合

①評価段階の細分化（5段階評価を7段階評価に変更）

評価段階を細分化することで、きめ細やかな評価を行えるようになりました。

②評価項目の見直し（「高度技術」を「工事特性」に変更）

安全の確保や各種調整等で困難なことが多い都市部での工事や、期間が長い工事、維持工事を適切に評価できます。

③技術提案履行の確認評価

総合評価落札方式が大幅に普及していることから、検査時に技術提案の履行状況確認を行う項目を追加しました。

2) 各市町村等発注機関の利便性の向上

①本要領は各発注者に使用を義務付けるものではなく、各発注機関が工事評価をする際の参考資料であることを明示しました。

したがって、各発注機関におかれては評価時の考査項目の変更・追加等行うことで、工事規模や発注形態、地域性などの実状に応じた適切な評定を行うことが可能です。

②品質、出来形評価項目については、直轄工事に比べ測定ヶ所数が少なく評価不能となるケースが考えられるため、測点数にかかわらず評価できるように、定性的評価項目を追加しました。

③各機関の実状にあわせた評定要領として活用できるように、工種毎の考査項目は極力削減しました。また、利便性向上のために工事規模ごとに細分化していた考査表も小規模工事として集約と一元化しています。

4. 利用の方法は

○ 改訂した「小規模（市町村）工事成績評定要領（案）」は、中部地方整備局ホームページ（<http://www.cbr.mlit.go.jp>）から自由にダウンロードできます。

（中部地方整備局ホームページ → 企業と自治体 → 建設関係情報 → 建設技術に関するページ → 公共事業の品質確保に関するページ で御覧ください。）

○ 改訂した「小規模（市町村）工事成績評定要領（案）」について、問題点や改善点の提案や意見等いただき、今後の改訂作業の参考とすると共に、必要があれば修正版を作成することとしています。

意見等送付先： hinkaku@cbr.mlit.go.jp

（送付にあたり様式は任意でかまいません）

○ 各市町村等の実状にあわせて活用していただけるよう、従来の「小規模（市町村）工事成績評定要領（案）」（平成17年度版、平成18年度版）も中部地方整備局ホームページで引き続き公開を続けます。

以上